

こども医療費助成事業の概要

1. 制度の趣旨

- こども医療費助成事業は、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全な育成を図ることを目的とする。

2. 実施主体 市町村

3. 助成の方法

- 県は、市町村が実施するこども医療費助成制度について、対象経費の2分の1を補助する。
- 市町村は、保護者等からの申請に基づき、保護者が医療機関で負担した医療費の自己負担分について助成する。

4. 制度の経過

- 平成6年度から県の単独補助事業として0歳児を対象に助成制度を開始した。平成7年度以降は、全ての市町村で実施されている。
- 平成11年10月には、県の助成対象年齢を2歳児まで引き上げ、平成15年10月からは、入院のみ対象年齢を4歳児までに拡大した。
- 平成19年10月からは所得制限の導入、一部負担金の見直しと併せて、対象年齢を入院は就学前まで、通院は3歳児までに拡大した。
- 平成24年10月からは、所得制限の廃止と併せて、対象年齢を入院は中学卒業まで拡大した。

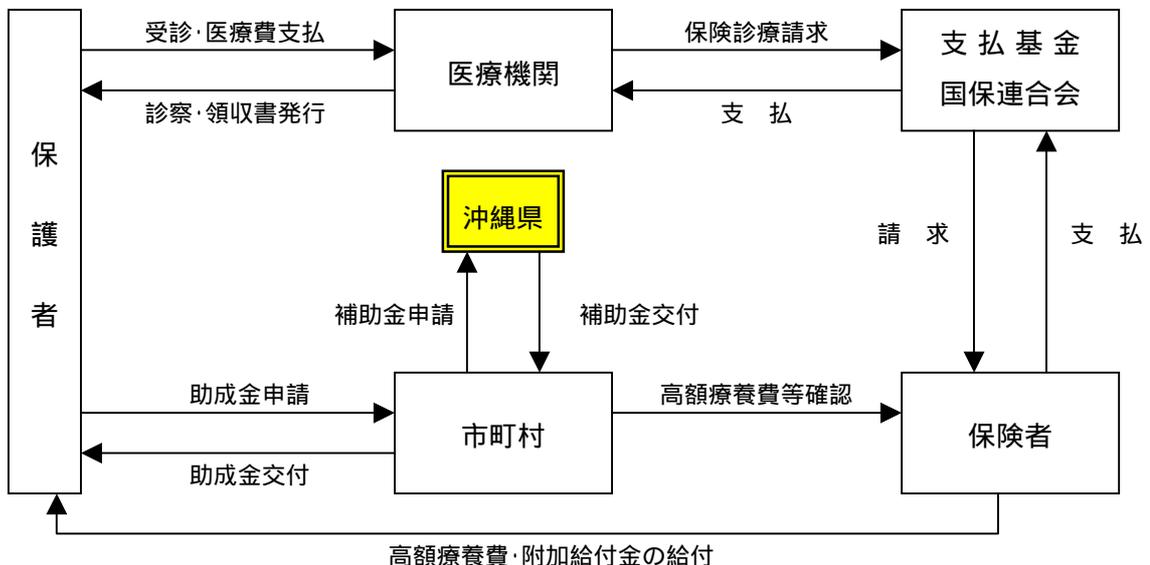
5. 制度の概要（平成25年度）

対象年齢	通院（3歳児まで） 入院（中学卒業児まで）	助成対象	医療保険各法の適用を受ける医療費の自己負担金（高額療養費等は控除）
所得制限	なし	一部負担金	通院（3歳児のみ医療機関ごと月1,000円） 入院（なし）
給付方法	償還払い	県予算	1,114,610千円
補助率	県 1/2 市町村 1/2	助成対象者数	約266,000人

一部負担金は、助成対象経費から控除する額

助成対象者数は、県の助成対象となる児童数

6. 事業フロー図

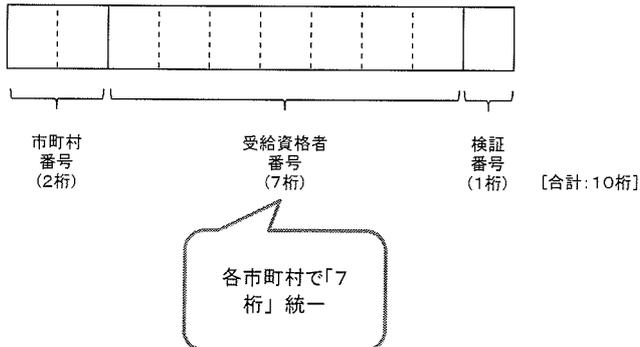


システム	乳幼児医療費自動償還システム	サブ	共通	作成者	沖縄県国民健康保険団体連合会 情報管理係	更新者	
資料名	コード体系			作成日		更新日	

1. 受給資格者番号

① 受給資格者番号の体系

受給資格者番号は、次のように市町村番号2桁、受給資格者番号7桁、検証番号1桁、計10桁の算用数字を組み合わせたものとする。



② 検証番号の算出方法

検証番号は、次により算出した番号とする。

- (1) 市町村番号及び受給資格者番号の各数に末尾の桁を起点として順次2と1を乗じる。
- (2) (1)で算出した積の和を求める。ただし、積が2桁となる場合は、1桁目と2桁目の数字の和とする。
- (3) 10と(2)で算出した数字の下1桁の数との差を求める。これを検証番号とする。ただし、1の位の数が0のときは検証番号を0とする。

[例1] 受給資格者番号が7桁の場合

市町村番号	受給資格者番号							
0 1	1 2 3 4 5 6 7							
× ×	× × × × × × ×	※末尾の桁を起点とする						
2 1	2 1 2 1 2 1 2 1 2							
0 + 1 + 2 + 2 + 6 + 4 + (1 + 0) + 6 + (1 + 4) = 27	※算出した数字の下1桁							

10 - 7 = 3 検証番号 ※積が2桁となる場合(~~~~部分)は、1桁目と2桁目の数字の和とする

【受給資格者番号】 0:1:1:2:3:4:5:6:7:3

[例2] 受給資格者番号が5桁の場合

市町村番号	受給資格者番号					
0 3	1 2 3 4 5					
× ×	× × × × ×	※末尾の桁を起点とする				
2 1	2 1 2 1 2					
0 + 3 + 2 + 2 + 6 + 4 + (1 + 0) = 18						

10 - 8 = 2 検証番号 ※積が2桁となる場合(~~~~部分)は、1桁目と2桁目の数字の和とする

【受給資格者番号】 0:3:1:2:3:4:5:2

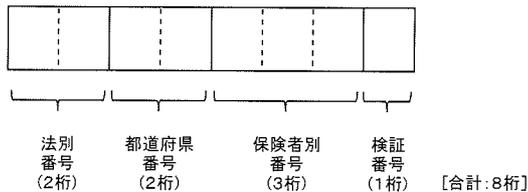
システム	乳幼児医療費自動償還システム	サブ	共通	作成者	沖縄県国民健康保険団体連合会 情報管理係	更新者	
資料名	コード体系			作成日		更新日	

2. 保険者番号

① 保険者番号の体系

保険者番号は、次のように法別番号2桁、都道府県番号2桁、保険者(市町村)別番号3桁、検証番号1桁、計8桁の算用数字を組み合わせたものとする。

ただし、国民健康保険(退職者医療を除く。)の保険者番号については、都道府県番号2桁、保険者(市町村)別番号3桁、検証番号1桁、計6桁の算用数字を組み合わせたものとする。



② 検証番号の算出方法

検証番号は、次により算出した番号とする。

- (1) 法別番号、都道府県番号及び保険者別番号の各数に末尾の桁を起点として順次2と1を乗じる。
- (2) (1)で算出した積の和を求める。ただし、積が2桁となる場合は、1桁目と2桁目の数字の和とする。
- (3) 10と(2)で算出した数字の下1桁の数との差を求める。これを検証番号とする。ただし、1の位の数⁰のときは検証番号を0とする。

[例1] 那覇市の場合

法別番号	都道府県番号	保険者別番号	
0 0	4 7	0 0 1	
× ×	× ×	× × ×	※末尾の桁を起点とする
2 1	2 1	2 1 2	
0 + 0 + 8 + 7 + 0 + 0 + 2 = 17			※算出した数字の下1桁
10 - 7 = 3			…… 検証番号
【保険者番号】 0:0:4:7:0:0:1:3			

[例2] うるま市の場合

0 0	4 7	0 0 3	
× ×	× ×	× × ×	
2 1	2 1	2 1 2	
0 + 0 + 8 + 7 + 0 + 0 + 6 = 21			
10 - 1 = 9			
【保険者番号】 0:0:4:7:0:0:3:9			

[例3] 豊見城市の場合

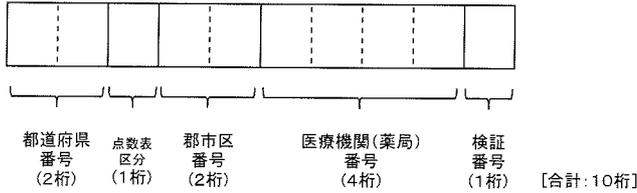
0 0	4 7	0 2 9	
× ×	× ×	× × ×	
2 1	2 1	2 1 2	
0 + 0 + 8 + 7 + 0 + 2 + (1 + 8) = 26			
10 - 6 = 4			※積が2桁となる場合(~~~~部分)は、1桁目と2桁目の数字の和とする
【保険者番号】 0:0:4:7:0:2:9:4			

システム	乳幼児医療費自動償還システム	サブ	共通	作成者	沖縄県国民健康保険団体連合会 情報管理係	更新者	
資料名	コード体系			作成日		更新日	

3. 医療機関(薬局)コード

① 医療機関(薬局)コードの体系

医療機関(薬局)コードは、次のように都道府県番号2桁、点数表区分1桁、郡市区番号2桁、医療機関(薬局)番号4桁、検証番号1桁、計10桁の算用数字を組み合わせたものとする。



- ★点数表区分
- 0:柔道整復
 - 1:医科診療
 - 3:歯科診療
 - 4:調剤薬局
 - 5:老人保健施設
 - 6:訪問看護ステーション

② 検証番号の算出方法

検証番号は、次により算出した番号とする。

- (1) 都道府県番号、点数表番号、郡市区番号及び医療機関番号の各数に末尾の桁を起点として順次2と1を乗じる。
- (2) (1)で算出した積の和を求める。ただし、積が2桁となる場合は、1桁目と2桁目の数字の和とする。
- (3) 10と(2)で算出した数字の下1桁の数との差を求める。これを検証番号とする。ただし、1の位の数が0のときは検証番号を0とする。

[例]

都道府県番号	点数表番号	郡市区番号	医療機関(薬局)番号	
4 7	1	0 7	3 4 5 6	※末尾の桁を起点とする
×	×	×	×	×
2	1	2	1	2

8 + 7 + 2 + 0 + (1 + 4) + 3 + 8 + 5 + (1 + 2) = 41 ※算出した数字の下1桁

10 - 1 = 9 …… 検証番号

※積が2桁となる場合(~~~部分)は、1桁目と2桁目の数字の和とする

【医療機関(薬局)コード】 4:7:1:0:7:3:4:5:6:9

システム	乳幼児医療費自動償還システム	サブ	共通	作成者	沖縄県国民健康保険団体連合会 情報管理係	更新者	
資料名	コード体系			作成日		更新日	

☆ 検証番号(チェックデジット)の考え方/モジュラス10方式

- ・ 検証番号(チェックデジット)を除いた部分の右端桁から、交互に2121の繰り返しで重みを付け各桁の積を加算する。
- ・ 積が2桁になる場合は独立の桁の数字に扱う。
- ・ その和を10で割り、余りを10から引いた残りをチェックデジットとする。

(計算例)チェックデジットを除いた9桁を「117223267」とした場合

$$\begin{array}{r}
 1\ 1\ 7\ 2\ 2\ 3\ 2\ 6\ 7 \\
 \times\ \times\ \times\ \times\ \times\ \times\ \times\ \times\ \times \\
 \hline
 2\ 1\ 2\ 1\ 2\ 1\ 2\ 1\ 2 \\
 \text{積) } 2+1+(1+4)+2+4+3+4+6+(1+4)=32
 \end{array}$$

$$10-2=8 \quad \dots \quad \text{検証番号(チェックデジット)}$$

システム	乳幼児医療費自動償還システム	サブ	共通	作成者	沖縄県国民健康保険団体連合会 情報管理係	更新者	
資料名	コード一覧			作成日		更新日	

1. 機関区分

コード	名称
1	医療機関(医科・歯科・調剤)
2	施設機関 ※対象外とする

2. 事業番号

コード	名称
1	乳幼児医療費助成事業

3. 保険種別

コード	名称
1	国民健康保険
2	社会保険

4. 市町村番号

コード	名称	コード	名称	コード	名称	コード	名称	コード	名称
01	那覇市	12	大宜味村	25	北谷町	41	座間味村	55	南城市
03	うるま市	13	東村	26	北中城村	42	粟国村		
04	沖縄市	14	今帰仁村	27	中城村	43	渡名喜村		
05	宜野湾市	15	本部町	28	西原町	44	南大東村		
06	宮古島市	16	恩納村	29	豊見城市	45	北大東村		
07	石垣市	17	宜野座村	30	八重瀬町	46	伊平屋村		
08	浦添市	18	金武町	35	与那原町	47	伊是名村		
09	名護市	19	伊江村	37	南風原町	52	多良間村		
10	糸満市	23	読谷村	38	久米島町	53	竹富町		
11	国頭村	24	嘉手納町	40	渡嘉敷村	54	与那国町		

5. 入院・入院外区分

コード	名称
1	入院
2	入院外

6. 診療科コード

コード	名称	コード	名称	コード	名称	コード	名称	コード	名称
01	内科	11	整形外科	21	性病科	31	麻酔科	72	第三内科(大学)
02	精神科	12	形成外科	22	肛門科	33	心療内科	73	第一外科(大学)
03	神経科	13	美容外科	23	産婦人科	34	アレルギー科	74	第二外科(大学)
04	神経内科	14	脳神経外科	24	産科	35	リウマチ科		
05	呼吸器科	15	呼吸器外科	25	婦人科	36	リハビリテーション科		
06	消化器科	16	心臓血管外科	26	眼科	49	全科		
07	胃腸科	17	小児外科	27	耳鼻咽喉科	50	歯科		
08	循環器科	18	皮膚泌尿器科	28	気管食道科	60	調剤		
09	小児科	19	皮膚科	29	理学診療科	70	第一内科(大学)		
10	外科	20	泌尿器科	30	放射線科	71	第二内科(大学)		

7. 性別

コード	名称
1	男
2	女

8. 年号

コード	名称
1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成

システム	乳幼児医療費自動償還システム	サブ	共通	作成者	沖縄県国民健康保険団体連合会 情報管理係	更新者	
資料名	コード一覧			作成日		更新日	

9. 法別番号

コード	種別	名称	コード	種別	名称
00	国保	国民健康保険(市町村、組合)	10	公費	結核感染予防法(適正医療)
67		国民健康保険法による退職者医療	11		結核感染予防法(命令入所)
01	社保	政府管掌健康保険	12		生活保護法(医療扶助)
02		船員保険	13		戦傷病者特別援護法(療養給付)
03		日雇特例被保険者(一般療養)	14		戦傷病者特別援護法(更生医療)
04		日雇特例被保険者(特別療養)	15		障害者自立支援法(更生医療)
06		組合管掌健康保険	16		障害者自立支援法(育成医療)
07		自衛官等の療養の給付	17		児童福祉法(療育の給付)
31		国家公務員共済組合	18		原爆被害援護法(認定疾病医療)
32		地方公務員等共済組合	19		原爆被害援護法(一般疾病医療)
33		警察共済組合	20		精神保健福祉法(措置入院)
34		公立学校共済組合、私立学校	21		障害者自立支援法(精神通院医療)
39		後期高齢者医療	22		麻薬取締法(入院措置)
63		特定健康保険組合	23		母子健康保健法(養育医療)
72		国家公務員特定共済組合	24		障害者自立支援法(療養介護医療)
73		地方公務員等特定共済組合	25		中国残留邦人等(円滑帰国促進)
74		警察特定共済組合	26		感染症予防法(一類感染症等)
75		公立学校特定共済組合、私立学校	29		感染症予防法(新感染症)
					30
			38		肝炎治療特別促進事業
			51		特定疾患医療費
			52		児童福祉法(小児慢性特定疾患)
			53		児童福祉法(措置医療費給付)
			62		特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等
			66		石綿健康被害救済法
			79		児童福祉法(障害児施設医療)

10. 特記事項

コード	名称	コード	名称	コード	名称
01	公	13	先進	24	多低
02	長	14	制超	25	出産
03	長処	16	長2		
04	後保	17	上位		
07	老併	18	一般		
08	老健	19	低所		
09	施	20	二割		
10	第三	21	高半		
11	薬治	22	多上		
12	器治	23	多一		